

## 第30号議案

### 志木市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

志木市自転車駐車場条例（昭和62年志木市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）
- (2) 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のもの（以下「小型自動二輪」という。）
- (3) 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）

別表中 「原動機付自転車」 を 「原動機付自転車  
及び小型自動二輪」 に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

志木市長 香川武文

#### 提 案 理 由

自転車駐車場を利用する車種の追加をしたいので、地方自治法第244条の2第1項の規定により、この案を提出するものである。